

高萩・北茨城広域事務組合建設工事等入札参加者の格付及び発注標準金額に
関する基準

令和2年1月10日

告示第1号

(趣旨)

第1条 この基準は、高萩・北茨城広域事務組合（以下「組合」という。）が発注する建設工事の一般競争入札及び指名競争入札に参加することができる資格を有する建設業者の格付及び当該発注の基準となる金額について必要な事項を定めるものとする。

(格付対象工事)

第2条 格付けは、次の事項に掲げる建設工事について行う。

(1) 土木一式工事

(2) 建築一式工事

(格付けの方法)

第3条 格付けは、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23の規定に基づく経営に関する事項の審査結果の数値（以下「総合数値」という。）を採用する。ただし、A級以上の決定には、特定建設業の許可の有無又は信用度等も考慮して決定するものとする。

2 前項による格付けの基準、格付けをした者に対して発注する建設工事の当該発注の標準となる金額は、別表のとおりとする。

(格付名簿)

第4条 格付けをした者については、建設工事入札参加資格者格付名簿に登載する。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

工種	格付	総合数値	発注標準金額
土木一式工事	S	1,000点以上	10,000万円以上
	A	1,000点未満 800点以上	10,000万円未満 3,000万円以上
	B	800点未満 700点以上	3,000万円未満 300万円以上
	C	700点未満	300万円未満
建築一式工事	S	1,000点以上	10,000万円以上
	A	1,000点未満 800点以上	10,000万円未満 3,000万円以上
	B	800点未満 700点以上	3,000万円未満 300万円以上
	C	700点未満	300万円未満